

第7期武蔵野市情報公開委員会（第3回）会議要録

- 日 時 平成22年9月27日（月）午後6時00分～午後8時00分
- 場 所 武蔵野市立かたらいの道 市民スペース
- 出席者 委 員 7名、事務局 2名

1. 会議内容

- (1) 報告事項
 - ・ 平成22年度の開示等状況について
 - ・ 情報公開度ランキング調査について
- (2) 審議事項
 - ・ 地域の団体等が作成する名簿について
 - ・ 平成22年12月以降のCIMコラムのテーマについて
- (3) 前回会議要録（案）について

2. 討議内容の要点（要点筆記とし、敬語等は省略します。）

(1) 報告事項

(委員長) 事務局から報告事項についてお願いします。

[平成22年度の開示等状況について報告]

(委 員) 自己情報開示請求の10番目の「相」とあるのは何ですか。

(事務局) 相続人です。亡くなられた方の情報については相続人に限り請求できません。

(委 員) 行政文書開示請求の13～17番は主管課が教育支援課となっていますが、指導課ではないですか。

(事務局) 失礼いたしました。指導課及び教育支援課でございます。修正いたします。

(委員長) 行政文書開示請求で、学力テストの平均点が非開示決定されていますが、開示している自治体もありますよね。

(事務局) 確か、大阪の自治体がそうであったと思います。今回は多摩地域の各自治体に請求がきていますが、どこも非開示決定をしているとのことでした。大学の学生さんからの請求です。

(委 員) 開示していたときもあったかと思いますが、2～3年前に小金井市の中学校が一番だったと記憶していますが。

- (委員) 市の中学校全体の点数としては出すのでしょうか、この場合は学校別になっているからでしょう。
- (委員長) 23区まで含めたらどうなるのでしょうか。23区では学校選択性を約半数の小中学校で採用していますので。
- (事務局) 区の情報がなく申し訳ありません。市での比較となりますと、多摩地域になることが多くなってしまいます。
- (委員) 自己情報の開示請求で第三者の氏名を非開示にするのはわかりますが、印影を非開示としているのは、悪用される可能性があるからでしょうか。
- (事務局) そのとおりです。ケースとしては、弁護士が職権で、ある方の住民票の写し等を請求した場合などに、その弁護士の氏名と印影がありますが、そのような場合に印影を個人情報として非開示にします。
- (委員長) では、次に「情報ランキング調査について」に入ります。事前配布資料もありましたが、これに即して事務局よりお願いします。

[情報公開度ランキング調査について報告]

- (委員) この全国市民オンブズマン連絡会議というところが、ポイントを決めているのでしょうか。
- (委員長) 全国市民オンブズマンというのが一躍有名になったのは、仙台市や宮城県政においてだったと記憶しております。
- (事務局) 昨年度の調査結果では、市民等以外の方から開示手数料 100 円をとるということで失格になっています。この結果について、議会からも反応がありましたが、同様な自治体から抗議があったようで、今回から加点がされるようになり、こういった結果になっています。
- (委員) すべてこのポイントが有効なのかと考えますと、首を傾げたくなるものもありますが、全国的に実施して、いろいろと変えていく余地があるとは思いますが。
- (委員長) 今回の結果は報道されましたか。
- (事務局) まだされていません。昨年度はありましたが。
- (委員長) 行政内部や議会の中で、これについて議論されていることはありますか。
- (事務局) 議会で、この結果はどうしてだという質問はありましたが、その説明はさせていただきます。
- (委員) 情報公開についてもいろいろとランクがあると思います。市民が知りうるもので重要なものと、そこまでやらなくてもいいと思われるものまで入っているような気がします。コピー代が高いと情報公開度が低いということになってしまうわけですね。何か重要なものが抜けていて、ささいなものが入っ

ているといった印象を受けます。

(委員長) コピー代はあっと思うほど高い自治体があるのだと思います。東京都は何年か前ですが、50円か100円だったかと記憶しています。

(現在は、10枚までは30円、11枚以降は20円)

(委員長) この調査では、開示請求によらず自主的に情報提供をしているとポイントが高くなるということはないのですか。あくまで、情報公開条例レベルの話なのですか。

(事務局) 一つ、ネット上での首長交際費の公開という項目があり、相手先まで公開しているところはポイントが高くなっています。

(委員長) 自己評価としてはいかがですか。

(委員) 加点が大きい交際費のところで差がついているだけであって、大したことないよということではないですか。

(事務局) 都内では平均よりやや低い点数となりました。情報公開条例上、公務員の氏名は公開できる規定がありますので、これにより「個人名の一部公開」にして、ポイントを稼げる余地はあると思いますが。

(委員) 市の情報公開としてきちんとスタンスを持っていれば、公開できる件数の問題ではなくて、こういう確固たるものでやっていますということ自信を持って説明できればいいのではないかと思います。

(事務局) 手数料も税金が原資ですので、取らないことが市民にとっていいことなのかということもありますし、何でも公開すればいいのかということ、個人情報保護しなければならぬというスタンスもあります。今回の調査は、一定程度こういったところが客観的に見るとこういった結果がでるのだなということで、今後の社会情勢によって変えていくこともあるかも知れませんが、現状ではこれでよろしいのではと考えております。

(委員長) ありがとうございます。それでは、審議事項の「地域の団体等が作成する名簿について」を議題とします。本日配布されています資料の説明からお願いします。

(2) 審議事項

[事務局説明]

(事務局) 本日この話題を取り上げさせていただきましたのは、箕面市の条例が4月に施行され、当市の議会などでも個人情報についての問題ということから波及して何人かの方からこの名簿作りについて取り上げていらっしゃいます。個人情報保護法は名簿作りを禁止するものではありませんが、詐欺事件

やダイレクトメールの問題で自制をされている団体が多く、名簿が作りづらくなっている状況があり、そのことがコミュニティ形成に影響があるのではないかということをご意見としていただいております。タウンミーティングでもそういった問題提起がありまして、箕面市の条例のようなものが必要ではないかといったご意見をいただいております。議会での市長答弁としては、可能なものについて検討していきたいという答弁をしております。今日はここで一つの結論をいただこうとは思っておりませんが、こういった問題についてご意見をいただければ、今後の検討の材料にしていきたいと考えています。

(委員長) おそらく全国でいろいろな形で問題になっていると思いますが、NHKで放送した「無縁社会」の影響も大きいかと思いますが、災害弱者や一人暮らしの高齢者の方が地域でもよくわからないというものでした。市役所としては、このような方々の名簿の整備はされているのでしょうか。

(事務局) 災害時要援護者リストというものがそれにあたり、在宅の要介護度 1～3で、一人暮らしの方・高齢者のみの世帯の方・要介護度 4・5 で在宅の方、障害者手帳をお持ちの方等を対象として、市で作成しております。それとは別に、3年から4年に1回、独居高齢者の調査というものをやっております。まずハガキで訪問して良いかどうかを伺い、良いというところに伺う方法で行っています。この方法で独居高齢者のリストを作成して、ある一定、警察や在宅介護支援センター、民生委員などに提供してよろしいかということを確認したうえで作成したものをリストとして共有しています。3割ぐらいの方がお断りになるということを担当は言っておりました。

(委員長) 大元になる住民基本台帳から漏れてしまう、住民登録していない方がどれくらいいるのかということとはわかりようがないのでしょうか。

(事務局) それはちょっとわかりかねますね。施設に入っている方は除いているという事は聞きますが。

(委員) 確かに、住んでいるからといって必ず住民登録をしているとは限りませんね。そういう場合にどう対処していくかという問題があります。どこまで手を差し伸べるかが難しい。

(委員) いま住民登録していない方は対象になっていませんね。

(委員) 市の方からリストをもらって訪問し、援護が必要ですかということを聞いた中で、うちは必要ありませんという方が3割ぐらいいます。今まさに私もこの地域社協の支援者を見つける作業をしていますが、境南だけでも約70名の要援護者がいます。それに対して二人ずつ支援者を付け、それをリストにまとめている最中です。これから、このリストをどう管理していくかが問題になってくるとは思いますが、支援者を集めるという点ではうまくいったと

思っています。それから、個人情報ということになりますが、要援護者と支援者とコンタクトをとり仲良くやってみようということを言っていますが、市がその点をはっきりと打ち出してくれないと要援護者がそれを嫌がってしまいます。家の中の事情が外に漏れてしまうのではないかと。

(委員) 嫌がるというのは、要援護者のほうですか。

(委員) そうです。理由としては、家の中の事情が見えてきて外でいろいろと言われるのではという心配があるからです。境南のケースでいきますと、約 70 名の要援護者と 140 名の支援者がいますが、大体が近所の方です。やはり、神戸の震災が物語っているように、地震のときに助けられるのは近所の方です。その点を考えまして、できるだけ近所の方をお願いしています。顔見知りの方が助けてくれるんだという安心感があります。この個人情報の問題を大阪や神戸の方に聞きますと、武蔵野市では個人情報をそんなに気にしているのですか、災害時には個人情報よりも命が大切だと、武蔵野市の方は災害の体験がないので、やはり一度体験してみないとわからないのかもおっしゃっていました。

(委員長) 境南地区は町内会に類するものはありますか。

(委員) ありません。境南だけでなく武蔵野市にはないと思います。

(委員長) 一地域だけありませんか。

(事務局) 自主的な組織として町内会はいくつかあります。最近コミセンを通じて調査をかけたところ 30 くらい戦後から続いているものもあります。

(委員長) では、いまおっしゃった例は、町内会と地域社協が重なり合っているわけではないのですか。

(事務局) 地域社協というのは原則、学校単位で作るようになっています。12 校ありますので、その単位の数であるということです。

(委員長) 孤独死についての話で、ある有名な団地がありまして、その団地は自治会が中心になって市役所の手を借りずに自分たちの手で名簿を作っているんですね。いざというとき、ご本人の自宅以外にどこに連絡すればいいかを把握しておいて、しばらく出入りがない場合には、その名簿を使って警察等に連絡して、不幸な事態が起きたときでも、より不幸にならないようにしているそうです。

(委員) 災害時要援護者情報については、資料「地域の暮らしと個人情報」の 9 ページによくでていますね。

(委員) 個人情報保護法という法律は、プラス面とマイナス面を考えたとき、日本の社会において人間的なコミュニケーションを疎外する法律になってしまっているのは事実ですよね。本末転倒になって、保護法が他のことより優先するような形で、誤った考え方をされると困るんですね。私がかかわっている

医療の仕事をしているところですが、癌の告知の問題ですね。本人が極めて精神的に打撃を受けやすい人で、今後の治療のために本人への告知を躊躇すると。そのとき、家族に癌を告知することが個人情報に侵害することになるということで、家族に言うことも躊躇するといった相談を受けることがあります。しかしもうこれは、医師の裁量としてそれを優先するものがあるので、個人情報を侵害したとおっしゃっても、それに勝る公益を守ることとどちらが大事なのかと。比較されないというのはとんでもないことになるんですね。個人情報保護法というのは、どちらかという社会に自分の存在を知られると不都合な人、アウトロー的な人が隠れ蓑的に使うのが結構意味を成してたりします。また、災害時に家族が病院に駆けつけたときに、本人はどこにいますかというのを聞いたところ、個人情報だから教えられないと言われ面会ができなかった等、考えられない例もあります。個人的には、平成の生類憐みの令くらいの悪法の一つだと、ちょっと言いすぎかもしれませんが、社会がぎすぎすしている原因になっていると思います。箕面市の名簿条例というのは、皆が名簿作りを躊躇していることに対して、もっと安心して皆さん作りましょうよということと呼びかけているんですね。これに則ってやってくれるのなら名簿は作りやすいし、自分で判断できないときに判断してもらえんというは大変助かるという意味ではいい条例だと思います。

(委員長) 武蔵野市の高齢化率は高いですか。

(事務局) 約 20 パーセントです。

(委員長) 目立って高いわけではないですね。ただ武蔵野市は、国勢調査情報によると、高齢者に限らず一人暮らしの方の割合はとても高いようですね。

(委員) 1 世帯 2 人になりませんか。

(委員長) 先ほど地域社協でご苦労されているお話は何いしましたが、個人情報保護の面で切実な市への要求というものはできてないのですか。

(委員) 今のところは、支援者になっていただくためにお願いにあがると、いいですよということでサインいただける感じがしていますが、これが、支援者の役割はこういうことをやります、個人情報保護やいろいろな面を含めてだんだんわかってくると、そんなことは窮屈でいやだとか、そういった意見も出てくるかもしれません。

また、武蔵野市では要介護度何度の方というように条件を限定していますが、国分寺市では完全な手挙げ方式で行っています。そういったところは、逆に個人情報の面で妨げになるものはないと思います。

(委員長) 学校としてはいかがでしょうか。名簿がなくてお手上げといったことは。

(委員) 子どもが通っていましたが井の頭小学校には名簿がありました。保護法ができてからは電話番号だけになりましたが、数年前からまた住所も載るように

なりました。それは、子ども同士が行き来するときに住所がわからなければできないということからでした。ただし、名簿の管理はちゃんとしてくださいねということでした。他は近隣の小学校では切実な声は聞いていません。

(委員長) それは全市的に教育委員会が判断して行っているのでしょうか。

(事務局) 各学校の校長の判断ということですが、おおむね、全児童の名簿は作成していないと聞いております。

(委員長) 私の子どもは練馬区ですが、小学校までは緊急連絡網はありましたが、中学校ではいっさい無くなりました。友達に連絡したい場合には、自分で開拓するしかないということです。

(委員) 小中学校で一番問題になったのは卒業アルバムでしたね。業者に渡って、載っている住所に業者から連絡がいったことが問題になり、それ以降、住所は載らなくなりました。

(委員長) ちなみに市役所の職員名簿はいかがですか。

(事務局) 管理職だけが管理をしていて、コピー不可の扱いになっております。

(委員長) 簡単に年賀状も作れないわけですね。

(委員) 配布資料にありますコミセンの欄に、運営委員名簿は共有されているとありますが、協力員の名簿も共有されています。個人では持ちませんが、窓口で公開しています。コミセンでむしろ問題だと思いますのは、利用者の方が来たときに名前を書かせるということです。私も実際に文句を言われたことが何回かありました。来た方に名前を書いてもらうというのは印象が悪く感じます。コミセンでは全体の半数くらいが名前を書かせていると、市の課長が言っていました。私どものコミセンでは、名前を書くことがコミセンの運営要綱、つまりルールで決められているということです。コミセンの会長とも話しましたが、これを変えるにはルールを改正しなければならないね、来年の定期総会で提案しようという話になりました。管理面では、書いてもらってから1ヶ月経ったらシュレッダーしており、いっさい放置しないという対策はとっています。

(委員) それは部外者には利用させないためということですか。

(委員) 施設を利用する場合には、市内在住の利用者が市外の倍以上いないといけないと聞いたことがあります。

(委員) 私も実際その理由を確認したところ、急な病気のとときや医者と呼ばなければならなくなったときに、すぐ連絡できるようにという説明を受けました。しかし、サークルで来ている場合等は、他の人たちが、その人がどこの誰だかさぐわかるということで、サークルで来ている場合は除いて、個人での体育館利用等、個人ベースのときは書いてもらおうというやり方をしています。

(委員長) 器物損壊ということもありますか。

(委員) 多少はありますが、スポーツ用具などで、故意にやっていることはありません。

(委員長) わかりました。話はずきないかと思いますが、箕面市のように少し後押ししてあげるような条例については、議会で取り上げるに値する話題であるような気がいたしました。

それでは、「CIM コラムのテーマについて」を議題とします。事務局よりお願いします。

[事務局説明]

(委員) 中央線高架化のスペースについては、駅の工事も進んでいますし、まだ確定していないのはおかしいという話をしていますが。

(事務局) 担当課からは JR とまだ協議中と聞いています。

(委員) 市が独自で決められる箇所があるはずですが。正確に発表できる段階ではないのかも知れませんが、噂にはなっています。境の人たちはこれに関心が高いですから。過去にアンケート調査も行っていましたし、その結果についても伺いたいところです。

(事務局) おそらく正式決定をしないと、議会に提出したり等あると思います。

(委員長) まだ実のある情報を提供できる段階ではしばらくないということですね。今回の第五期基本構想・長期計画については、前回のように市民会議の積み上げ方式は必ずしもとらないのですか。

(事務局) 今現在、市民会議がありまして、今回は分野別ではない 5 回の委員会で議論していただきます。策定委員会は先ほど第 1 回目が開かれました。今回は学識の方も全員市民の方です。最終的には、そこに市民会議の中からお二人の方が加わって策定委員となります。それから、1000 名の中から参加いただいた方でワークショップを行って、そこでの意見を策定委員会に反映していくことで市民参加を担保する形をとります。

(委員) 高齢者食事サービス事業は 10 月からということで、別で市報に載るのではないですか。

(事務局) 担当課からは、記事は出ないと聞いております。

(委員) 今まで行っていたサービスの配送場所が変わるということですか。

(事務局) 調理・配送箇所が増えるとのことですよ。

(委員) 給食・食育振興財団との関係は何かあるのでしょうか。考えてなければ特に取り上げる必要はありませんが。

(事務局) 申し訳ありません。確認しておりませんでした。

(委員) これまでは老人施設で作られたものと同じものが配送されるということで

したが、今回は大々的に給食センター的なところが調理・配送を行うといった大きな事業になるということでしょうか。

(事務局) このテーマにつきましては、調査不足につき大変申し訳ございません。

(委員) 武蔵野市子ども協会の今後の展開についてはいかがですか。

(事務局) 今後、市の保育士は派遣によりここに籍を移しますので、来年4月からは認可保育所が2園ほど、子ども協会立ということで開設します。随時そういった形で翌年にも3園ほど開設の予定です。あとは、認定子ども園というものを作って行く予定ですが、その運営等の話題があります。

(委員長) 民設民営という形ですね。

(事務局) はい。市としては差し上げて運営もお任せするということです。

(委員長) 今までの話ですと、中央線高架化と子ども協会は△ですが、他はいかがですか。

(委員) 高齢者サービスは一食いくらでしょうか。

(委員) 500円です。

(委員) その額が今回で値上がることになると、高くてサービスが受けられない方がでたり、微妙な話になりますね。

(事務局) 確かにその辺のことは担当課に確認します。

(委員長) 高齢者食事サービスはご希望の方に提供されるのですか。

(委員) 申し込んでも介護の数値等の基準があったかと思いますが。

(委員) そうでしたね。近くに家族が住んでいると受けられないというのがありました。

(委員長) 基準を満たす限りで希望があればということですね。

他に何かございませんか。

(委員) まだ少し早いですが、来年武蔵野ジャンボリーが40周年を迎えます。小学4年生から6年生までが行っていますが、ここ最近の傾向として、中高生のリーダーの育成という要素も加わってきていますので、せっかくなのでテーマとしてよろしいかと思います。

(委員) そうですね。40周年ということで、一面の記事とかぶらないようにすればいいと思います。

(委員長) タイミング的なことですね。事務局としてはいかがですか。

(事務局) 観光推進機構も今年の7月に立ち上がったばかりで、まだ成果が上がっているわけではありませんので、今後議論が深まっていく中では、第五期基本構想・長期計画の話題が大きいのかなと思います。

(委員長) ここの市民スペースの話題はいかがですか。

(委員) ここは割合と使われているのではないですか。

(事務局) 利用率6割を目指していますが、まだ半分くらいだと思います。まだなか

なか知られていないということがあります。

(委員長) 確かに気づかずに通り過ぎてしまいそうですね。

(事務局) 一度使っていただくと、ここがいいと言ってくれる方が多いのですが、まだ知られていない現状があります。

(委員長) 利用目的はもっぱら会議でしょうか。

(事務局) 駅近なので会議が多いですが、展示会や簡単な飲食も可能ですのでパーティーなどにも利用できます。

(委員) 一方で、マンションの共有部分なので看板を出してはいけない等の制約があり、イベントにはなかなか難しいですね。

(委員) このマンションそのものにしても、市にもかなり影響があると思います。人口・世帯の増加やこれに付随して 1500 台もの駐輪場ができたり、そういう意味で、ただタワーというだけではなく、この市民スペースも含めていろんな形でいい影響について紹介できると思います。

(委員長) そうですね。オープンスペースをここまで作って、セットバックもして、下も駐輪場になってこのスペースもできてと、かたらいの道だけではなくて、公共空間がいろいろできましたという話題としていいですね。

(委員) 市に対する貢献面から今までにはないなと思います。

(委員長) ぜひ、いい候補としてお考えいただきたいと思います。

(委員) では、次回は 12 月の会議になります。それまでの記事としては、第五期基本構想・長期計画と高齢者食事サービス事業になりますか。

(委員長) そうですね。五長も側面上、一面トップを飾るような話ではなく、ちょっと心温まるような、ワークショップがこんな形になるんですよといったような紹介の仕方です。それから先ほど来、出ていますツインタワーと公共スペースができてという話題も、できてから半年が経過していますので次期を失しないようにお願いします。

(委員) ここの駐輪場の話題は 10 月 15 日号の記事に入りましたね。吉祥寺の駐輪場も含めてですが。

(委員長) では、駐輪場は除いた切り口でお願いします。

(委員) エフエムむさしのの記事が平成 8 年から出ていないようですので、観光推進機構の事業が進んでいなくても、エフエムを中心に記事にするのもよろしいかと思いますが。

(事務局) エフエムむさしのにも協議をしてみたいと考えます。

(委員長) それでは、武蔵野ジャンボリーについてもよろしくお願いします。

(事務局) わかりました。

(委員長) それでは、議論はなされたと思いますので、この話題はこれにて終了します。ありがとうございました。

(3) 前回会議要録(案)について

指摘事項1件:5ページ中の「政策」を「施策」に訂正すること
前回会議要録(案)については承認された。

(4) 次回会議の日程について・・・平成22年12月7日(火)18時～

会場:かたらいの道 市民スペース

以上